

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県は、生活保護(外国人含む)の決定及び実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三重県知事

公表日

令和4年1月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護(外国人含む)事務
②事務の概要	<p>生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務である。</p> <p>保護費の支給に当たっては、要否判定及び扶助額計算を行う必要があり、特定個人情報をそのための基礎として利用する。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第22条1項にて義務付けられた情報照会者からの提供要求に応じるため、中間サーバーに特定個人情報ファイル(生活保護関係情報)を「副本」として保存する必要がある。</p> <p>具体的には、</p> <p>①生活保護の申請の際に、申請者より被保護世帯員の個人番号の提供を受ける。</p> <p>②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、生活保護の要否判定及び扶助額計算に必要な情報を確認する。</p> <p>③確認した情報により生活保護の要否を判定し、生活保護費を支給する。</p> <p>④生活保護関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。</p>
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル(外国人含む)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の15の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 3. 番号法第9条第2項 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、第5条関係
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第8号 別表第二の9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第8,9,11,12,14,17,19,20,21,22,23,24,26-4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59-2-2,59-3条</p> <p>3. 番号法第19条第9号</p> <p>4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p> <p>* 番号法第19条第8号 別表第二の21,30,90の項に係る主務省令は未制定</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第8号 別表第二の26の項</p> <p>2. 別表第二省令第19条</p> <p>3. 番号法第19条第9号</p> <p>4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども・福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(戦略企画部情報公開課)059-224-2071
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒514-8570 津市広明町13番地 子ども・福祉部地域福祉課 059-224-2286

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月30日	評価実施機関名	三重県	三重県知事	事後	重要な変更にあたらぬ (時点修正)
平成28年10月11日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	三重県は、生活保護の決定及び実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	三重県は、生活保護(外国人含む)の決定及び実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な変更にあたらぬ (時点修正)
平成28年10月11日	I-1-①	生活保護事務	生活保護(外国人含む)事務	事後	重要な変更にあたらぬ (時点修正)
平成28年10月11日	I-2	生活保護情報ファイル	生活保護情報ファイル(外国人含む)	事後	重要な変更にあたらぬ (時点修正)
平成28年10月11日	I-3	1.番号法第9条第1項 別表第一の15の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条	1.番号法第9条第1項 別表第一の15の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 3.番号法第9条第2項 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、第5条関係	事後	重要な変更にあたらぬ (時点修正)
平成28年10月11日	I-4-②	(情報提供の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,79,94,104,106,108,116,120の項 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第8,9,11,12,17,19,20,21,22,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55条 (情報照会の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の26の項 2.別表第二省令第19条	(情報提供の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,37,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第8,9,11,12,17,19,20,21,22,23,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55条 3.番号法第19条第8号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 * 番号法第19条第7号 別表第二の50,90,116,120の項に係る主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の26の項 2.別表第二省令第19条 3.番号法第19条第8号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事後	重要な変更にあたらぬ (時点修正)
平成28年10月11日	I-5-②	地域福祉課長 山岡 勝志	地域福祉課長 磯田 晋一	事後	重要な変更にあたらぬ (時点修正)
平成28年10月11日	II-1	平成27年5月31日現在	平成28年8月31日現在	事後	重要な変更にあたらぬ (時点修正)
平成28年10月11日	II-2	平成27年5月31日現在	平成28年8月31日現在	事後	重要な変更にあたらぬ (時点修正)
平成30年10月24日	I-4-②	(情報提供の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,79,94,104,106,108,116,120の項 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第8,9,11,12,17,19,20,21,22,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55条 3.番号法第19条第8号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、第5条関係 * 番号法第19条第7号 別表第二の50,90,116,120の項に係る主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の26の項 2.別表第二省令第19条 3.番号法第19条第8号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、第5条関係	(情報提供の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119の項 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第8,9,11,12,14,17,19,20,21,22,24,26-4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59-2,59-3条 3.番号法第19条第8号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 * 番号法第19条第7号 別表第二の21,30,90の項に係る主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の26の項 2.別表第二省令第19条 3.番号法第19条第8号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事後	重要な変更にあたらぬ (時点修正)
平成30年10月24日	I-5-①、I-8	健康福祉部地域福祉課	子ども・福祉部地域福祉課	事後	重要な変更にあたらぬ (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月24日	Ⅱ-1	平成28年8月31日現在	平成30年10月1日現在	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
平成30年10月24日	Ⅱ-2	平成28年8月31日現在	平成30年10月1日現在	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
平成31年3月4日	Ⅳリスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和2年3月30日	Ⅰ-4-②	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第7号 別表第二の9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119の項</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第8,9,11,12,14,17,19,20,21,22,24,26-4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59-2,59-3条</p> <p>3. 番号法第19条第8号</p> <p>4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p> <p>* 番号法第19条第7号 別表第二の21,30,90の項に係る主務省令は未制定</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第7号 別表第二の26の項</p> <p>2. 別表第二省令第19条</p> <p>3. 番号法第19条第8号</p> <p>4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第7号 別表第二の9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第8,9,11,12,14,17,19,20,21,22,24,26-4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59-2,59-3条</p> <p>3. 番号法第19条第8号</p> <p>4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p> <p>* 番号法第19条第7号 別表第二の21,30,90の項に係る主務省令は未制定</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第7号 別表第二の26の項</p> <p>2. 別表第二省令第19条</p> <p>3. 番号法第19条第8号</p> <p>4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p>	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
令和2年3月30日	Ⅰ-7	〒514-8570 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(戦略企画部情報公開課)059-224-2073	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(戦略企画部情報公開課)059-224-2071	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
令和2年3月30日	Ⅱ-1	平成30年10月1日現在	令和2年3月1日現在	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
令和2年3月30日	Ⅱ-2	平成30年10月1日現在	令和2年3月1日現在	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
令和4年1月5日	Ⅰ-4-②	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第7号 別表第二の9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第8,9,11,12,14,17,19,20,21,22,23,24,26-4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59-2,59-3条</p> <p>3. 番号法第19条第8号</p> <p>4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p> <p>* 番号法第19条第7号 別表第二の21,30,90の項に係る主務省令は未制定</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第7号 別表第二の26の項</p> <p>2. 別表第二省令第19条</p> <p>3. 番号法第19条第8号</p> <p>4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第8号 別表第二の9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第8,9,11,12,14,17,19,20,21,22,23,24,26-4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59-2,59-3条</p> <p>3. 番号法第19条第9号</p> <p>4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p> <p>* 番号法第19条第8号 別表第二の21,30,90の項に係る主務省令は未制定</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第8号 別表第二の26の項</p> <p>2. 別表第二省令第19条</p> <p>3. 番号法第19条第9号</p> <p>4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p>	事後	重要な変更当たらない (時点修正)